

11月11日は、「介護の日」 介護保険、よくある質問Q&A

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする方が年々増えており、介護はだれにとっても身近な問題になっていきます。最近介護保険課に多く寄せられる質問にお答えします。

Q 介護保険の対象者は？

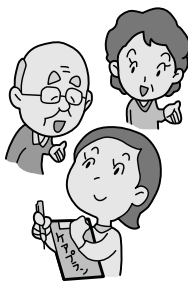
A 65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）です。

Q 介護保険を利用するつもりはありません。加入しなくてもいいですか？

A 介護保険は、介護の負担を社会全体で連携し支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず原則として40歳以上のすべての方が加入しなければなりません。

Q 要介護認定の申請は、いつするの？

A 日常生活に介護や支援が必要な状態となり、介護サービスの利用を希望する



ときに申請してください。（第2号被保険者は、老化が原因とされる病気によるとき）

Q 介護サービスを利用したいが、どのような場合に受けられるの？

A 要介護状態（要介護1～5）または要支援状態（要支援1・2）と認定された方がサービスを受けることができます。認定後、サービスを受ける前に、ケアマネジャーと契約のうえ、ケアマネジャーがご本人に合った『サービス計画』を作成し、それに基づいたサービスを受けることができます。

Q 介護サービスの内容は？

A ①居宅サービス、②地域密着型サービス、③施設サービスの3つのサービス体系に分けられます。

①居宅サービス

ヘルパー派遣・デイサービス・ショートステイなど在宅生活を支えるサービス

②地域密着型サービス

グループホームなど市内の方を対象としたサービス

③施設サービス

常時介護が必要で在宅生活が困難な方が、特別養護老人ホームなどへ入所するサービス

Q 介護サービスを利用したときの利用者の負担はどのくらいかかるの？

A 原則、かかった費用の1割が利用者負担となります。なお、施設サービスやショートステイを利用した場合は、居住費・食費等の負担も別途必要となります。

■お問い合わせ

介護保険課介護保険担当
（内線112～114）

ぞいけーオレンジガール 第15回 知っていますか？ 徘徊 SOS ネットワーク

平成23年度に、認知症の方が徘徊により行方不明になった際、少しでも早く発見できるように、認知症の方の生命の安全と家族の安心のための「徘徊 SOS ネットワーク」を立ち上げました。

このネットワークは、事前に認知症による徘徊のおそれのある方について、家族等介護者の方から登録申請をしていただき、その方が行方不明になった場合には、速やかに必要な情報を協力機関に伝達し、多くの目で見守ることに より早期発見につなげるための制度です。現在、13名（10月1日現在）の方に登録いただいております。

よりよいネットワークにするため、年2回協議会を開催し、活発な意見交換を行っております。

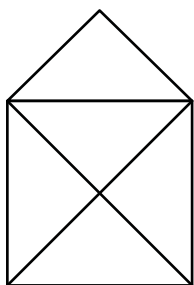
また、実際に行方不明が発生した際に迅速な対応がとれるよう、毎年模擬訓練を行っております。模擬訓練の様子は、また広報を通じて報告させていただきます。



■楽しくできる頭の体操
一筆書き（初級編②）

【ルール】

- ・紙から一度もペンを離さず
- ・に、全ての線をなぞる。
- ・同じ線を2回通らない。



■お問い合わせ

もの忘れ相談センター
（保健福祉センター内）
23-4464

とろろのまじりかたの首を
とろろのまじりかたの首を
とろろのまじりかたの首を

図写板